

団地内道路上放置車処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は土木局の所管する道路を除く住宅管理課が管理する道路交通法(昭和35年法律第105号以下「道交法」という。)第2条第1号に規定するその他の場所(以下「その他道路」という。)に放置されている自動車の処分に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下この条で「運送法」という。)第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (2) 放置車 正当な権限がなく長期間にわたり、その他道路上にそのまま放置してある状態の自動車をいう。
- (3) 廃棄車 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第2項に規定する一般廃棄物に該当する自動車をいう。
- (4) 所有者等 自動車の所有者、占有者及び権原を有する者をいう。
- (5) 自動車登録番号票 運送法第11条で交付を受けた番号票をいう。

(対象)

第3条 この要綱により処分する放置車は、自動車登録番号票が取り外されて放置された自動車で放置された場所を管轄する警察署(以下「所轄警察署」という。)と道路管理者との協議に準じ、市長からの依頼により当該所轄警察署が行う調査によっても所有者等が確知できず、かつ、当該所轄警察署において道交法、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)又は遺失物法(平成18年法律第73号)その他の法令によっても処分することができない場合で、当該所轄署において廃棄車と認定されたものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず自動車登録番号票が取付けられた放置車で、所轄警察署との協議により、当該放置車の処分を市長が行うものとしたものは、処分することができる。

(処理)

第4条 市長は、放置車の確認をしたときは、当該放置車を放置場所で確認し、これに指定期限までに所有者等が自ら撤去すべき旨を記載した勧告書(市長と所轄警察署長の連記のもの。)を貼付し、当該放置車を特定できる写真を撮影するものとする。

2 市長は、前項により放置車を現認したときは、当該所轄警察署に対し、放置車調査依頼書により、当該放置車の所有者等の調査の実施及び廃棄車の認定について協議する。

- 3 市長は、前項による協議により所轄警察署から、当該放置車が廃棄車と認定する旨の報告（「盗品車両に該当せず、所有者について調査するも不明」の報告を含む。）を受けたときは、指定期限までに所有者等が自ら撤去すべき旨及びその期限までに当該撤去を行わないときは、市長又はその命じた者もしくは委任した者が当該撤去を行う旨を、公告しなければならない。
- 4 前項の指定期限が満了しても所有者等が自ら当該撤去をしない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任したものが当該撤去を行い解体処分する。

(協議事項)

第5条 この要綱に定めのない事項又はその他道路の管理上緊急を要する場合は、所轄警察署と協議するものとする。

付 則

この要綱は、平成14年7月1日より適用する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日より適用する。

付 則

この要綱は、平成20年8月1日より適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日より適用する。